

第2次大村市子ども読書活動推進計画



令和2年4月

大村市教育委員会

目次

第1章 計画策定の趣旨	2
第2章 第1次計画におけるこれまでの取組の成果と課題	
1 方策ごとの取組の成果と課題	
(1) 家庭における読書活動の推進	3
(2) 地域における読書活動の推進	4
(3) 幼稚園・保育所(園)・認定こども園などにおける読書活動の推進	5
(4) 学校における読書活動の推進	6
(5) 市立図書館における読書活動の推進	9
(6) 障がいのある子どもへの読書活動の推進	12
(7) 子どもの読書活動に関わるボランティアなどへの支援	12
2 第1次計画における数値目標と実績	14
第3章 第2次計画の基本的な考え方	
1 基本方針	15
2 計画の期間と対象	15
3 「ミライo n図書館」について	15
4 計画の体系	16
第4章 子どもの読書活動推進のための方策	
1 家庭・地域における読書活動の推進	17
2 幼稚園・保育所(園)・認定こども園などにおける読書活動の推進	18
3 学校における読書活動の推進	
(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	19
(2) 学校図書館の整備・充実	19
4 ミライo n図書館における読書活動の推進	21
5 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の推進	23
6 数値目標	24
参考資料	
発達段階に応じた取組について	25
子どもの読書活動の推進に関する法律	27

第1章 計画策定の趣旨

大村市では、平成25年3月に策定した「大村市子ども読書活動推進計画」に基づき、様々な事業に取り組んできました。積極的な情報発信や取組を行うことで、読書への関心が高まり、図書館の貸出冊数が増加するなどの成果がありました。一方で、家庭や学校間で取組などに差があることなどの課題もあります。

また、インターネットをはじめとする情報メディアやゲーム・スマートフォンなどの電子機器の普及により、子どもを取り巻く環境は大きく変わりました。メディアとの接触の低年齢化や長時間化が、子どもの生活習慣や読書習慣に大きな影響を与え、読書離れやコミュニケーション不足に繋がっているのではないかと懸念されています。

子どもの読書活動は、言葉や知識を習得し、思考力を高め、表現力、想像力などを豊かなものにし、急速に変化する社会のなかで様々な情報を見極め、新たな価値につなげていき、人生をより深く生きる力を身につけていく上で不可欠なものです。

このような力を子どもが身につけていくためにも、大人が読書の意義を理解し、子どもと本をつなぐ役割を果たし、発達段階に応じた質の高い読書を提供するために、良質な図書を揃え提供していくなど、社会全体で子どもの読書活動を支えていく必要があります。

国においては、平成30年4月に第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、長崎県においても平成31年3月に「第四次長崎県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

本市においても、第1次計画の成果と課題を踏まえ、市全体で子どもの読書活動を推進するものとして第2次計画を策定します。



「ふるさとのこころをはぐくむ絵本事業」で絵本をもらう赤ちゃん

第2章 第1次計画におけるこれまでの取組の成果と課題

1 方策ごとの取組の成果と課題

(1) 家庭における読書活動の推進

「ふるさとのこころをはぐくむ絵本事業（ブックスタート）¹」の継続や公民館で開催している子育て講座での啓発活動を行うことができました。

子育て中の保護者の読書への関心を高めるため、啓発活動などの継続と訪問実施率向上に努める必要があります。

① 「ふるさとのこころをはぐくむ絵本事業（ブックスタート）」の実施

乳幼児期からの絵本の読み聞かせは、親子関係づくりに有効であるため、赤ちゃん訪問時にブックスタート絵本及びオリジナル絵本「かめさんおさんぽ」を、1歳6か月児健康診査時にオリジナル絵本「けんちゃんとおきまつり」を配布しました。

「ふるさとのこころをはぐくむ絵本事業（ブックスタート）」の絵本配布率

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
配布率	96.6	98.6	96.7	97.4	99.6	96.5

② 読書の大切さについて保護者への啓発

ブックスタート絵本の配布時にブックスタートのメッセージを伝えるとともに、図書館からのおすすめ絵本のリストや利用方法などを案内し、図書館利用を促しました。

また、公民館で行っている子育て講座の中で読み聞かせや絵本の紹介を行い、読書活動への関心を高めるための取組を行いました。

平成30年度実施した講座

施設名	講座名	参加者数
中央公民館	うきうき子育て講座	47名（親子22組）
中地区公民館	わくわく子育て講座	28名（親子12組）
郡地区公民館	子育てママのふれあいタイム	23名（親子11組）

¹ 保健師・助産師・母子保健推進員による赤ちゃん訪問の際に、絵本などを配布する事業

③ 「家族10分間読書運動²」の啓発

各学校に対して、長崎県からの依頼文書とともに推進を呼びかける文書を送付しました。

また、旧大村市立図書館の子ども室で家庭読書啓発リーフレットを配布するとともに、リーフレットに記載されている「長崎県の子どもにすすめる本500選」の本を収集し、貸出を行いました。

(2) 地域における読書活動の推進

各地域子育て支援センター³や図書館などで広報紙を発行し、保護者だけでなく、子どもに関わる人々への情報提供を行いました。

また、大村市こどもセンターや各地域子育て支援センターでのおはなし会の開催や、図書館の団体貸出制度⁴の利用増加など、地域における読書環境の充実が進められました。引き続き、継続したおはなし会の開催や団体貸出制度の利用促進を図る必要があります。

① 地域で子どもに関わる人々へ広報紙などで読書の大切さの啓発

「子育て支援センターだより」などで読み聞かせの日程を広報しました。

図書館が発行する絵本の紹介などを掲載した広報紙を市内81か所で配布したり、FMおおむらの番組で、赤ちゃん向けの絵本や子育てに関する本を紹介するなど、地域で子どもに関わる人々へ読書の大切さの啓発を行いました。

② 大村市こどもセンター及び市内の各地域子育て支援センターでの絵本の読み聞かせの活動

各地域子育て支援センターで読み聞かせを行い、絵本にふれあう機会を提供しました。親子の興味関心の度合いも高いので、親子の読書活動の更なる促進のため、絵本に興味を持つような導入方法を取り入れたり、地域子育て支援センター間の情報交換などの取組を行う必要があります。

読み聞かせの実施回数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
回数	144	139	139	148	178	183

※対象は各地域子育て支援センターの利用者（0～6歳）

² 各家庭で10分間程度時間を設け、家族と一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりする活動

³ 就学前の子どもがいる家庭の子育て支援の場として専門のスタッフを配置し、親子が自由に遊んだり交流をしたりする場の提供や、遊び、相談、子育て講座、講演会などを行う。

⁴ 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校などの大村市内の団体に図書館の本をまとめて貸し出す制度

③ 市立図書館の団体貸出制度の利用による読書環境の充実

地域子育て支援センターや地域文庫⁵及び放課後児童クラブなどでは団体貸出制度を利用し、読書環境の充実を図りました。団体貸出制度の利用団体数は徐々に増え、平成28年度に84団体までになりましたが、定期的な利用に結びつかない団体もありました。

団体貸出制度利用団体数及び年間貸出冊数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
団体数	59	71	80	84	77	62
貸出冊数	11,563	11,555	18,352	21,357	17,652	13,877

④ 絵本を通じた地域活動の支援

平成29年度には子育てリユースプロジェクトの益金を活用し、小さな図書館⁶活動の支援を行いました。

(3) 幼稚園・保育所(園)・認定こども園などにおける読書活動の推進

図書館の団体貸出制度や「出張おはなし会⁷」などの活用により、幼稚園・保育所(園)・認定こども園などの読書環境の充実が進められました。

しかし、旧大村市立図書館の休館などで利用が減少したため、制度の周知などを再度行う必要があります。

① 市立図書館の団体貸出制度の活用による読書環境の充実

子どもたちが自主的により多くの絵本に触れられるよう、幼稚園・保育所(園)・認定こども園などでは団体貸出制度や「おむらんちゃん貸出文庫⁸」を活用し、読書環境の充実を図りました。団体貸出制度の利用団体数は徐々に増えましたが、旧大村市立図書館の休館などで、継続的な利用は減少しました。

団体貸出制度利用団体数及び年間貸出冊数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
団体数	59	71	80	84	77	62
貸出冊数	11,563	11,555	18,352	21,357	17,652	13,877

⁵ 地域の有志が町内公民館などで絵本の貸出やおはなし会などを行う活動

⁶ 地域の子どもたちに、小さな箱に納められた本を無償で貸し出す非営利の運動

⁷ 図書館職員が幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小学校などに出向き、絵本や紙芝居などの読み聞かせを行う。

⁸ 大村市内の幼稚園、保育所(園)、認定こども園などに、絵本のセット貸しを行う。平成27年度に「幼稚園貸出文庫」(昭和57年～)から名称を変更

- ② 図書館見学や図書館職員の「出張おはなし会」の活用
 図書館見学や「出張おはなし会」を活用し、子どもたちが絵本などに親しむための取組を行いました。

図書館見学の回数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
施設数	6	3	4	4	2	—
人数	229	104	195	261	93	—

出張おはなし会の回数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
利用団体	—	11	16	27	40	40
実施回数	—	14	52	77	98	95
参加延べ人数	—	918	2,043	4,460	4,934	5,570

- ③ 幼稚園教諭、保育士などの研修会などへの参加の推進
 幼稚園教諭や保育士などの研修会への参加はできませんでした。
- ④ 保護者に対する積極的な情報の発信
 広報や懇談会などで、保護者に対する絵本の読み聞かせや図書館利用に関する情報発信を積極的に行いました。

(4) 学校における読書活動の推進

司書教諭⁹や学校司書¹⁰を中心に、図書委員会の活発な活動や学校図書館を活用した学習活動が行われました。

また、学校司書の配置や学校図書館のデータベース化により、環境整備が進み、児童一人あたりの貸出冊数は年々増加しました。

学校における更なる読書活動の推進のため、図書館などと連携を強化する必要があります。

ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

① 司書教諭や担当職員を中心とした全職員による取組の充実

市内のほとんどの小・中学校で、司書教諭や担当職員を中心に、読書マラソンなど図書委員会の活動と連携した取組を実施しましたが、学校間で差があり、学校司書研修会などで情報共有の場を設定するなど、全校的な取組に高めていく必要があります。

⁹ 司書教諭の講習を修了した教諭。「学校図書館法（昭和二八年法律第一八五号）」により、原則として、12学級以上の学校には必ず置かなければならないとされている。

¹⁰ 「学校図書館法」第六条に規定され、学校図書館の職務に従事する司書教諭以外の職員

② 「読書タイム¹¹」の継続

「読書タイム」については、小・中学校ともに時間の確保が難しく、実施が厳しくなっていますが、実現可能な時間で継続しました。

「読書タイム」の実施校数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	—	15	15	14	14	13
中学校	—	6	6	6	6	5

※小学校は全15校、中学校は全6校

③ 学校図書館を使った学習活動の推進

各教科、特別活動、総合的な学習の時間で取り組む調べ学習の内容に応じて、学校図書館内に特設コーナーを設け、学校図書館を利用した学習活動の推進を行いました。

④ 「子ども読書の日」や「読書週間」における読書推進行事の実施
ほとんどの小・中学校で、家庭読書啓発リーフレットを活用したり、図書館だよりなどで読書啓発を行いました。

⑤ 学校司書や図書館職員によるブックトーク¹²などでの本の紹介
図書館職員によるブックトークを東大村小学校で定期的に行いました。

⑥ 図書ボランティアによる読み聞かせなどの継続
学校図書館ボランティアによる活動は活発で、各学校の実態に応じて読み聞かせが行われました。

イ 学校図書館の整備・充実

① 学校規模に応じた蔵書の計画的な整備

学校図書館システムの導入や学校司書の配置により、子どものニーズに合った本や授業に活用できる本など、様々なジャンルの本を購入することができ、計画的な整備を進めることができました。

¹¹ 大村市内の小・中学校で行われている始業前の一斉読書の時間

¹² 特定のテーマにそって、何冊かの本を順序立てて紹介すること。

- ② 子どもたちにとって魅力あふれる学校図書館の環境づくり
 学校司書の配置により、おすすめの本や新刊図書のコーナー、調べ学習の内容に関連した特設コーナーの設置及び壁面の装飾など、学校図書館の整備を図りました。それに伴い、児童一人あたりの年間貸出冊数は、年々伸びてきました。

小学校における児童一人あたりの年間貸出冊数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
貸出冊数	47	46	60	74	82	89

- ③ 学校図書館のデータベース化による利用の促進
 すべての学校図書館がデータベース化されたことにより、蔵書の適正な管理と計画的な整備を行うことができました。
- ④ 市内の各小・中学校図書館のネットワーク化による相互利用の研究
 各小・中学校図書館のネットワーク化による相互利用の研究はできませんでした。
- ⑤ 学校司書の市内全小・中学校への計画的配置
 市内全小・中学校に学校司書を配置しました。



旧大村市立図書館で職場体験をする中学生

(5) 市立図書館における読書活動の推進

おすすめ本の展示やおはなし会などを通じて、様々な本に触れ合うきっかけ作りを行うことができました。

また、計画的に図書の選書・購入を行ったことで、新しく出版される児童書¹³の情報を得ることができ、各地区公民館図書室や住民センター図書室への選書支援にもつなげることができました。

児童サービス¹⁴担当職員が研修に参加したり、講師として派遣されたことで、資質・能力向上に努めることができました。

今後は、子どもへの読書支援に加え、子どもと関わる大人への読書支援や団体貸出の利用を促進するなどの対応を考えていく必要があります。

① 児童書・中高生向け資料の充実

蔵書構成を確認しながら、新刊本を購入し、計画的に資料の整備を行いました。

子ども室蔵書冊数の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
蔵書冊数	61,770	60,861	63,504	65,372	66,614	68,000

② おはなしの会などの子ども向け行事の拡充

平成25年度から平成29年度は旧大村市立図書館で、平成30年度は大村市こどもセンターで定期的におはなし会を開催しました。乳幼児向けのおはなし会やボランティアが行うおはなし会などは休止したため、ミライオン図書館で新たな形で開催する必要があります。

おはなし会の回数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実施回数	46	45	46	47	37	45
参加人数	550	823	965	814	480	491

③ 図書館見学や「出張おはなし会」及び団体貸出制度の利用の促進

小学校の授業の一環として、図書館見学が利用されました。出張おはなし会も、幼稚園や保育所（園）などの施設で実施しました。

旧大村市立図書館が休館し、仮事務所へ移転している間は図書館見学などを休止していましたが、ミライオン図書館で再開するにあたり、今まで以上に活用していただけるように制度の周知をしていく必要があります。

¹³ 乳幼児から小学生、中学生くらいまでの読書興味や読書レベルにあった図書。絵本や文学だけでなく、さまざまな分野の読み物、辞書などの参考図書なども含まれる。

¹⁴ 図書館が子どもを対象として行うサービス全般を指す。

「出張おはなし会」の内容を見直し、子どもと関わる大人に対しても読書支援ができるようにする必要があります。

図書館見学の回数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
施設数	6	3	4	4	2	—
見学人数	229	104	195	261	93	—

出張おはなし会の回数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
利用団体数	—	11	16	27	40	40
実施回数	—	14	52	77	98	95
参加延べ人数	—	918	2,043	4,460	4,934	5,570

平成28年度までは団体貸出利用を促進したことで、利用団体が増加しましたが、平成29年度以降は仮事務所への移転や規模を縮小して団体貸出を行ったため、利用団体数が減少しました。

絵本や読み物に加え、学校でも活用できる図書を幅広く選書・購入していくことで、様々な団体が定期的に利用できる蔵書構成にしていく必要があります。

団体貸出制度利用団体数及び年間貸出冊数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
団体数	59	71	80	84	77	62
貸出冊数	11,563	11,555	18,352	21,357	17,652	13,877

- ④ 中地区・郡地区公民館、各地区住民センターの図書室に対する支援
各公民館図書室や住民センター図書室に対して要望を聞き、児童書に関する情報を提供しながら、児童書を選書・購入し、配本¹⁵をしました。
今後は、中地区公民館図書室と郡地区公民館図書室が分室¹⁶となること、各地区住民センターにはミライオン図書館の本が返却できる返却ポストが設置されたことを地域の人々にどのように広報し、利用してもらうかを考える必要があります。

¹⁵ 中地区公民館、郡地区公民館、住民センターの各図書室の特性にあわせ、図書館職員が本を選び、購入し、配達すること。

¹⁶ 大村市立図書館が管理する分室。令和元年10月に郡地区公民館図書室が分室となり、令和2年5月に中地区公民館図書室が分室となる予定

公民館や各地区住民センターでの年間貸出冊数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
中地区	10,696	9,089	7,456	7,476	9,948	8,524
萱 瀬	1,088	1,951	1,088	752	550	374
竹 松	23,311	18,166	16,671	12,061	9,000	9,445
福 重	1,368	1,912	957	1,652	2,519	884
三 浦	4,649	4,462	4,135	3,492	2,948	4,491
鈴 田	4,567	3,997	4,519	4,298	3,545	3,549
松 原	1,275	1,061	1,237	997	905	517
郡	23,090	22,245	22,515	19,885	19,751	20,133

⑤ 児童サービス担当職員の研修機会の確保

児童サービスに特化した研修への参加や鳥取県立図書館とオーテピア高知図書館などの先進地視察等を実施したことにより、児童書に対する知識や子どもや子どもと関わる大人に対しての支援方法及び学校支援などに関する理解を深めることができました。

⑥ 読書活動への関心を高めるための講演会などの開催

「子どもと本をつなぐ読書推進事業¹⁷」の活用や司書が講師となることで、絵本作家による講演会や図書ボランティア養成講座を開催することができました。



絵本作家による講演会

¹⁷ 平成26年度から平成28年度まで行った読書推進事業。図書ボランティア養成講座や絵本作家による講演などを行った。

(6) 障がいのある子どもへの読書活動の推進

大村市療育支援センター¹⁸では、読み聞かせや、図書の購入などが行われましたが、関係機関の連携は十分に行うことができませんでした。障がいのある子どもの読書活動を充実させるため、関係機関が積極的に連携する必要があります。

① 子どもの障がいの状態や特性に応じた本などの整備

大村市療育支援センターで、療育の中で読み聞かせを積極的に行いました。

また、子どもたちの障害の状態や特性に応じて図書の選書や購入を行いました。

大村市療育支援センターで行ったおはなし会の回数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実施回数	251	250	243	243	244	244

※対象は大村市療育支援センター利用者（0～6歳）

② 関係機関の連携の強化

長崎県立ろう学校の新図書室整備に関して、新たに購入する図書についての選書の相談対応など連携を図りました。

(7) 子どもの読書活動に関わるボランティアなどへの支援

小・中学校や図書館、公民館及び子育て支援センターなどで、ボランティアによるおはなし会が定期的で開催されました。

また、ボランティアグループによる情報交換の場が作られたり、研修会が開催されたりするなど、資質向上につながる活動も積極的に行われました。

一方で、ボランティアに対する活動の場の提供以外の支援や情報提供は十分に行うことができませんでした。

今後は、ボランティアへの支援を確実に行うため、他の方策と連携していく必要があります。

① 学校及び地域の図書ボランティアのネットワークづくりの支援

平成26年度に開催した図書ボランティア養成講座の受講者で読み聞かせグループが結成され、継続的な活動が行われました。

また、ボランティアグループの例会¹⁹に市立図書館の児童サービス担

¹⁸ 心身の発達に援助が必要な就学前の子どもに対して療育支援事業と保育所等訪問支援事業を行っている。

¹⁹ 日を決めて定期的に関く会のこと。主に読み聞かせボランティアがボランティア室を利用して行っている。

当が参加したり、各地域で活動しているボランティアグループが参加することもあり、情報交換の場にもなりました。

- ② 図書館職員を講師として派遣する講演・講座の開催
図書ボランティアが主催する研修会などに図書館職員の司書が講師として参加しました。
- ③ ボランティア活動の支援
ボランティアによるおはなし会を定期的に図書館で開催しました。
また、中央公民館では、大村市内の読み聞かせボランティア団体が集まり、人形劇や絵本の読み聞かせなどのイベントを行いました。

イベント名：おはなしフェスティバル～パペット・パーク～
来場者数：平成30年度290名（平成29年度193名）



図書ボランティア養成講座

2 第1次計画における数値目標と実績

●「ふるさとのおこころをはぐくむ絵本事業（ブックスタート）の絵本配布率

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	目標
配布率	96.6	98.6	96.7	97.4	99.6	96.5	100

●市内小・中学校への学校司書の配置率

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	目標
配置率	100	100	100	100	100	100	100

●「学校図書館図書標準²⁰」の達成割合（小・中学校）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	目標
達成割合	83	87	90	91	94	95	95

●小学校における児童一人あたりの年間貸出冊数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	目標
貸出冊数	47	46	60	74	82	89	80

●市立図書館団体貸出制度利用団体のうち子どもの読書に関わる団体数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	目標
団体数	59	71	80	84	77	62	90

²⁰ 公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、平成5年に文部省（当時）が設定したものの。

第3章 第2次計画の基本的な考え方

1 基本方針

- 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供と充実
- 子どもの読書環境の整備
- 子どもの読書に関わる機関の連携・協力の強化と人材の育成

2 計画の期間と対象

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

計画の対象は、0歳児から概ね18歳までの子どもとします。ただし、幼い頃からの読書活動の大切さを考え、乳幼児から小・中学生を中心に読書活動の推進を図っていきます。

また、この計画に述べる「学校」については、小・中学校を示すこととします。

3 「ミライオン図書館」について

ミライオン図書館は、長崎県立長崎図書館と大村市立図書館の一体型図書館として、令和元年10月5日に開館しました。

長崎県立長崎図書館、大村市立図書館のそれぞれが主体となって取り組む事業もありますが、様々な取組をミライオン図書館として共同運営で行っています。

この第2次計画では、大村市立図書館ではなく、「ミライオン図書館」で統一して記載します。



ミライオン図書館 外観

目標

子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけ、豊かな心を育む

読書活動の推進

基本方針

- ・子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供と充実
- ・子どもの読書環境の整備
- ・子どもの読書に関わる機関の連携・協力の強化と人材の育成

方策

家庭・地域における読書活動の推進

- ・「ふるさとのこころはぐくむ絵本事業」の実施
- ・大村市内での絵本の読み聞かせ活動の実施
- ・「家族10分間読書運動」の啓発
- ・公民館講座の充実 ほか

幼稚園・保育所（園）・認定こども園 などにおける読書活動の推進

- ・絵本にふれあう機会の充実
- ・幼稚園教諭、保育士などの研修会などへの参加の推進
- ・保護者への啓発 ほか

学校における読書活動の推進

- ・司書教諭や担当職員を中心とした全職員による取組の充実
- ・学校図書館を利用した学習活動の推進
- ・読書推進行事の充実 ほか

ミライオン図書館における 読書活動の推進

- ・団体貸出制度の充実
- ・各種行事や「としょかん出前教室」の開催
- ・児童サービス担当職員の研修機会の確保
- ・関係課連携による研修会などの開催 ほか

特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の推進

- ・特別な支援を必要とする子どもの状態や特性に応じた図書などの整備
- ・関係機関の連携強化
- ・研修機会の確保

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における読書活動の推進

子どもの読書の第一歩は、赤ちゃんの時から絵本の読み聞かせから始まります。赤ちゃんにとって、大人から絵本を読んでもらうことは、自分に向けられた愛情と語りかけられる言葉とスキンシップにより、心と言葉の成長だけでなく、大人との信頼関係を育むものであり、非常に重要なことです。

また、子どもの読書活動を推進するためには、保護者だけでなく、地域で子どもに関わる人々も重要な役割を担っています。そのため、読書の意義や大切さについての啓発活動を行います。

① 「ふるさとのこころはぐくむ絵本事業」の実施

子どもの健やかな発達と健全な親子関係の育成を図るため、赤ちゃん訪問時や1歳6か月児健康診査時にオリジナル絵本などを配布し、絵本の読み聞かせの大切さや親子のふれあいの重要性を伝え、豊かな心をはぐくむ親子の絆づくりに取り組みます。

② 大村市内での絵本の読み聞かせ活動の実施

親子で絵本に親しむことの楽しさを伝えるため、大村市こどもセンター及び市内の各地域子育て支援センターで、乳幼児と保護者に絵本の読み聞かせを行います。

③ 「家族10分間読書運動」の啓発

長崎県が推進している「家族10分間読書運動」について広報活動を行い、家庭における読書活動の推進に努めます。

④ 公民館講座の充実

子育て講座などで絵本の読み聞かせや紹介を継続して行い、親子読書の啓発につながる講座の充実を図ります。

⑤ 各地区住民センター図書室の環境整備

ミライオン図書館と連携し、図書館に行くことが難しい子ども達が各地区で本に親しめるよう、児童書に関する選定や環境づくりに努めます。

2 幼稚園・保育所（園）・認定こども園などにおける読書活動の推進

幼稚園、保育所（園）・認定こども園などでは、絵本を活用した教育・保育が行われており、幼児期における絵本の重要性は十分認識されています。多くの施設で図書室や図書コーナーを設け、子どもが多く絵本にふれることができるように努めています。引き続き、子どもが絵本にふれあう活動を積極的に行います。

また、幼稚園教諭や保育士、保護者などが読書活動の意義を理解し、読み聞かせの実践や大切さを伝えていくことも必要なため、研修会などへの参加や啓発に努めます。

① 絵本にふれあう機会の充実

ミライオン図書館と連携し、図書館見学や「としょかん出前講座」などを活用し、子どもが絵本にふれあう機会を充実させます。

② 幼稚園教諭、保育士などの研修会などへの参加の推進

幼稚園教諭や保育士などの読書に対する更なる意識の向上、読み聞かせの技術の向上のため、研修会などへの参加を促進します。

③ 保護者への啓発

子どもの読書の大切さや読んでもらいたい本及び話題の本を紹介するなど積極的に情報を発信し、保護者への啓発に努めます。

④ 読書環境の充実

団体貸出制度などを積極的に活用し、読書環境の充実を図ります。



ミライオン図書館のおはなし会

3 学校における読書活動の推進

子どもの読書習慣を確立するためには、読み聞かせなどの受動的な読書から能動的・自発的な読書へと変わる小学校中学年から高学年における読書指導が大切です。

また、学校図書館は「学習・情報センター」機能と「読書センター」機能を併せ持つ、学校教育の重要な拠点です。市内の全ての小・中学校に学校司書を配置し、子どもが学習や生活の中で気軽に足を運び、思わず本を手に取りたくなる環境、学習資料として採している本が容易に見つけられる環境などの整備に努め、子どもと本の出会いの場としての学校図書館の環境づくりを推進します。

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

① 司書教諭や担当職員を中心とした全職員による取組の充実

司書教諭や担当教師、学校司書及び図書ボランティアが協力し、図書館とも連携しながら、学校における読書活動の推進を図ります。

② 学校図書館を利用した学習活動の推進

団体貸出制度を活用するなどして、学校図書館を利用した学習活動を推進します。

③ 「読書タイム」の実施

各学校の状況に応じて、始業前や業間に全校一斉の「読書タイム」を実施します。

④ 読書推進行事の充実

「子ども読書の日」・「読書週間」における行事や図書ボランティア・ミライオン図書館と連携した行事を開催し、読書推進行事の充実を図ります。

(2) 学校図書館の整備・充実

① 学校規模に応じた蔵書の計画的な整備

「学校図書館図書標準」に基づき、学校規模に応じた蔵書の計画的な整備を行います。

② 学校図書館の環境づくり

学校司書を配置し、子どもが思わず本を手に取りたくなるような魅力あふれる学校図書館の環境づくりを行います。

- ③ 学校図書館ネットワークシステムの利活用
市内全ての小・中学校図書館に導入したデータベースシステムの利用の促進を図ります。
- ④ 学校司書の市内全小・中学校への計画的配置
市内の全小・中学校に継続して学校司書を配置し、ミライo n図書館との連携を強め、団体貸出制度の活用や図書館司書を講師とした研修会の実施などを行っていきます。



学校司書も参加した図書ボランティア養成講座

4 ミライオン図書館における読書活動の推進

図書館は子どもに様々な本との出会いを提供し、知りたいという欲求を満たすことができるように人的支援をする場所です。ミライオン図書館では、子どもがワクワクするような本との出会いを創造し、市内の子どもに対しては分室や学校図書館などを通じて、読書活動の充実を図ります。そして、読書離れが起こりやすい中高生に対して、情報提供などを行います。

また、子どもの読書活動を推進するため、職員に対して児童サービスに関する研修を定期的実施し、能力・技術の向上を図るとともに、子どもに関わる全ての大人への支援に努めます。

① 団体貸出制度の充実

市内の子どもと関わる団体へ団体貸出制度の利用を促進することで、子どもの身近に読書環境を整え、読書活動の充実を図ります。

また、学校図書館との連携・協力を強化していくため、支援するために必要な幅広い分野の図書を選定し、質の高い蔵書構成に努め、調べ学習のためのレファレンスサービス²¹にも対応していきます。

② 各種行事や「としょかん出前教室²²」の開催

おはなし会などの行事を継続して実施します。従来行っていた「出張おはなし会」を「としょかん出前教室」と名称を改め、おはなしを届けるだけではなく、ブックトークや読み聞かせ講座なども行い、子どもの年齢に応じた読書支援とともに、子どもに関わる大人に対しての支援も行っていきます。

③ 広報紙・ホームページなどによる情報発信

児童書の紹介やイベント情報などを掲載した広報紙を作成・配布し、ホームページも活用しながら図書館利用者に向けた情報発信を行い、他の関係各課とも連携を行うことで、より広い情報の周知を行っていきます。

また、ミライオン図書館の3階にYA²³コーナーを設置し、図書の展示や中高生新聞などを用意し、中高生に向けた情報提供を行っていきます。

④ 児童サービス担当職員の研修機会の確保

乳幼児期はもちろん、自分で本を選び、読むことができる学齢期となっても、子どもの要求に応じ、適切な助言のできる大人の存在は重要です。そのため、児童サービスの能力向上に必要な専門的知識や技術を得るための研修を受ける機会を確保します。

²¹ 利用者の求めに対して、図書館職員が情報又は資料を提示・提供することで援助するサービス

²² 大村市民を対象として、図書館職員が出張おはなし会やブックトーク、出前講座を行うこと。

²³ ヤングアダルトサービスの略称。概ね12歳から18歳の「大人と子どもの中間」を指す図書館用語

⑤ 関係課連携による研修会などの開催

子どもの読書を促進する環境を整えるために、関係課と連携して、研修会などを開催します。

⑥ 読書に関わるボランティアへの支援

地域で活動している読書に関わるボランティアの人材育成・能力向上のため、図書ボランティアの養成や講座などを開催します。

また、ミライon図書館の読み聞かせボランティアに対して、読み聞かせや例会を行う場の提供を行い、ボランティア活動が更に充実し、子どもの読書活動の推進につながるよう、活動を支援していきます。

⑦ 中地区・郡地区公民館図書室の環境整備

大村市内の分室となる中地区・郡地区公民館図書室の蔵書構成を見直し、地域の人々に更に利用してもらえるよう、環境整備をしていきます。



ミライon図書館 こどもしつ

5 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の推進

全ての子どもにとって読書は大切なものですが、視覚障害や脳機能の障害など、様々な要因から活字を読むことが困難な子どもがいます。「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）²⁴」が施行されたことにより、障害の有無に関わらず、子どもが自由に読書活動をすることができる環境を整えていく必要性はより一層高まっています。

また、関係機関の連携を強化するとともに、どのような図書や支援が必要なのかを子どもと関わる大人が知るための研修会を行い、環境整備を進めていきます。

① 特別な支援を必要とする子どもの状態や特性に応じた図書などの整備

特別な支援を必要とする子どもへの読書活動を推進するため、それぞれの障害の状態や特性に応じた図書などを整備していきます。

また、ミライオン図書館の対面朗読室²⁵や拡大読書器²⁶及びリーディングトラッカー²⁷などの読書補助具の周知と利用促進に取り組むとともに、点字や音声データの図書が利用できるよう、国立国会図書館が提供する「視覚障害者等用データ送信サービス」や全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する「サピエ図書館²⁸」などの導入を検討していきます。

② 関係機関の連携強化

特別な支援を必要とする子どもが、成長のすべての段階で読書に親しめるよう、療育支援センターや特別支援学校をはじめ、幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校及びミライオン図書館などのすべての関係機関で情報を共有し連携を強化します。

③ 研修機会の確保

特別な支援を必要とする子どもに対する理解を深め、具体的な支援の方法を学ぶため、職員の研修機会の確保に努めます。

²⁴ 令和元年6月28日に公布、施行された法律。障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することが目的

²⁵ 自力で読むことが困難な人に対して、ボランティアなどが代読する専用の部屋

²⁶ 紙面からビデオカメラで読み取り、それをモニターテレビに大きく写し出すことのできる機械

²⁷ 読書補助具の一つ。ディスレクシア（学習障害の一つ。読み書きが困難で、発達性読み書き障害とも呼ばれる）や視覚障害などがある人の読書をサポートする道具

²⁸ 視覚障害者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方に対して、点字図書や録音図書などをインターネット上で提供している。視覚障害者情報提供ネットワークシステム「サピエ」のメインサービス

6 数値目標

● 「ふるさとのおこころをはぐくむ絵本事業」の絵本の配布率

	基準値 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
配布率	96.5%	100%

● 小・中学校における児童生徒一人あたりの年間貸出冊数

	基準値 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
小学校	89冊	95冊
中学校	11冊	20冊

● 大村市立図書館団体貸出制度利用団体数

	基準値 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
利用団体総数	62団体	71団体
保育所(園)・幼稚園	25団体	30団体
小・中学校	15団体	21団体

● ミライオン図書館こどもしつ図書の貸出冊数

	基準値 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
貸出冊数	—	17万冊

● 読書に関わるボランティアに対して講座等を開催した実施回数

	基準値 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
実施回数	—	3回

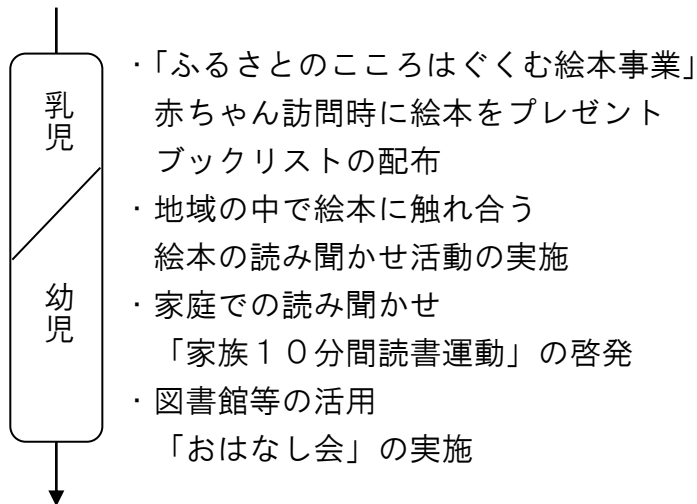
● 特別な支援を必要とする子どもに関する職員研修の実施回数

	基準値 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
実施回数	—	5回

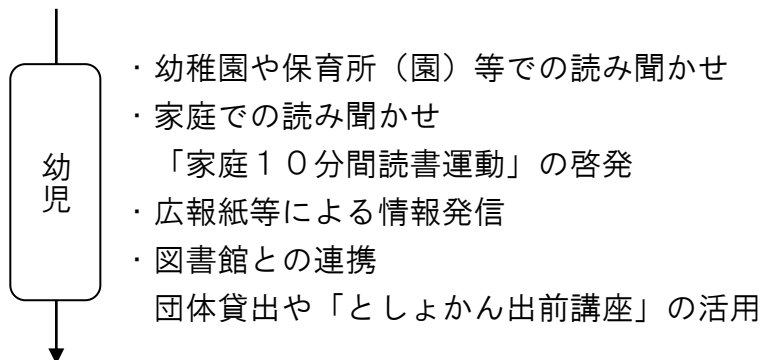
<参考資料>

発達段階に応じた取組について

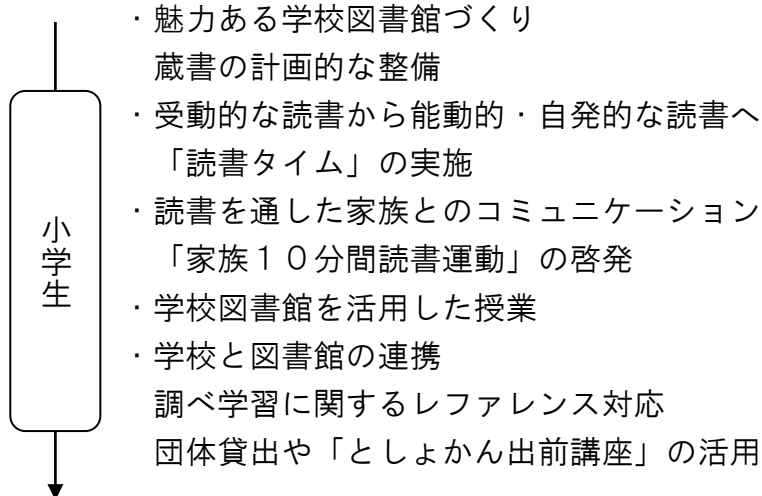
0歳 絵本との出会い



3歳 本との出会いを広げていく



7歳 本を介して自分の世界を広げていく



13 歳 新しい知識と出会い、新しい自分に出会う



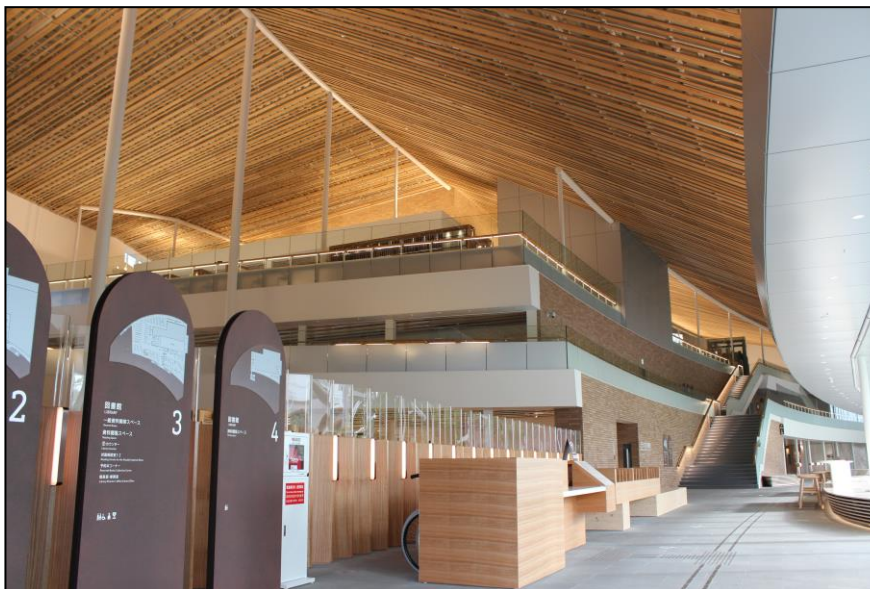
- ・魅力ある学校図書館づくり
蔵書の計画的な整備
学校司書の配置
- ・読書を通じた家族とのコミュニケーション
「家族10分間読書運動」の啓発
- ・学校図書館を活用した授業
- ・学校と図書館の連携
調べ学習に関するレファレンス対応
団体貸出や「としょかん出前講座」の活用
- ・YA世代に向けた読書に関する情報提供

16 歳 心の糧となる本との出会いを



- ・YA世代に向けた読書に関する情報提供
- ・YAコーナーの充実

18 歳 本が身近にある暮らしを



「知の拠点、出逢いの広場」であるミライオン図書館

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第2次大村市子ども読書活動推進計画

策定 令和2年4月

〒856-0831
長崎県大村市東本町481番地
大村市立図書館

電話 0957-48-7700
FAX 0957-48-7703
E-mail tosyokan@city.omura.nagasaki.jp